

7月25日 15:00公表

令和6年7月25日

秋田県総務部総合防災課

令和6年7月25日からの大雨にかかる災害救助法の適用について

令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、6市2町1村にそれぞれ災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
横手市 湯沢市 由利本荘市 大仙市 にかほ市 仙北市 美郷町 羽後町 東成瀬村	7月25日	令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

(担当) 秋田県総務部 総合防災課

調整・計画・情報チーム 佐藤(修)、佐野

電話 018(860)4562